

## ニュースレター第9号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第9号」を送付させていただきます。

秋色の候、皆様ますますお清栄のこととお慶び申し上げます。  
季節の変わり目であり、また、異動があつてなにかと忙しい  
企業の方々も中にはいらっしゃるのではないのでしょうか。

また、運動の秋ということで、学校や地域で運動会が行われ  
るところもあるかと存じます。

当事務所では、相談時などにお出ししている冷茶を、そろそ  
ろ温かいお茶に変えようか検討しているところです。

皆様にとって豊かな実りの秋となりますようお祈り申し上げ  
ます。



## ピックアップLAW NEWS

### 「パートタイム労働者も正社員と同じ権利を持つように！」

平成26年4月に**パートタイム労働法**（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が改正され、平成27年4月から施行されることになっています。

改正前は、①職務内容が正社員と同一であつて、かつ、②人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一であり、さらに、③**無期労働契約を締結している**パートタイム労働者については、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取扱いをしてはならないとされていました。

今回の改正によって、③の要件がなくなり、①と②を満たすパートタイム労働者については、**正社員との差別的取扱いが禁止**されるようになりました。

また、パートタイム労働者が①と②の要件を満たさない場合でも、パートタイム労働者と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容等を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないとする「**短時間労働者の待遇の原則**」が新設されました。

今までは、現実的に、③無期労働契約を締結しているパートタイム労働者というのはあまりいなかったと思われませんが、今回の改正によって、③の要件がなくなったことから、正社員との差別的な取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲が大幅に広がることとなります。

なお、パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」と定義付けされており、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」などの呼称は関係がありません。

その他にも企業が対応しなければならない改正点がありますので、詳しくは弁護士までお問い合わせ下さい。

（文責：桑原弁護士）



弁護士法人

（旧 宮田法律事務所）

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル（平日9:00～18:00）

☎ **0120-043-211**

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分  
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分  
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分  
都市高速天神北ICより車で5分

# 第2弾＊保険の基礎知識研修＊



こんにちは。事務員のKです。  
前回の「むちうち」に関する研修について、**保険の基礎知識についての研修**が行われました。

一言に「保険」といっても、様々な種類・補償内容があり、その補償がつくか否かも、時と場合によって変わってきますので、意外と複雑です。

日頃より、依頼者から新規のお問合せを頂いた際にも、「**弁護士費用特約**」が付いているか等、加入されている保険の内容について、確認をさせていただいております。

研修では、主に、自賠責保険と任意保険（対人賠償責任保険）の関係や、任意保険の種類といった内容について行われました。

任意保険の補償内容は大きく2つに分けることができ、1つは、対人賠償・対物賠償保険といった加入者が負う損害賠償責任を担保するもの、もう1つは、人身傷害保険、搭乗者傷害保険といった、加入者の損害や費用を填補するものがあります。

また、当事務所のホームページには、保険やそれに関わる法改正等、内容盛りだくさんでお届けしようと、色々なページにわたって記事を掲載させて頂いておりますので、是非ご覧下さい。

(交通事故サイト：<http://www.miyata-kotsujiko.com/>)

ご自身が加入されている保険証券等を改めて確認されると面白いかもしれません。

## 「信念を貫く日本のいい会社」 31社に選ばれました！

一般財団法人船井財団にて発行されている、「**信念**」を貫く日本のいい会社（2014年度版・31社）33社のうち1社に選ばれました！

当事務所の2013年度の交通事故受任件数は、130件以上にまでのぼりました。その他にも、賠償金裁判基準獲得率97.3%、等級認定獲得率87.2%というように、高い数値を実績として残すことができました。

以前より比較的多く取り扱っていた交通事故の案件でしたが、「弱者である被害者救済を実現させたい」という思いから、被害者救済に特化しようと決意し、認定獲得勉強等の努力を重ね、ノウハウを身に付けてまいりました。

現在も、勉強会や外部研修に積極的に参加し、ノウハウの共有・強化に努めております。

このようなことが評価され、大変光栄なことに、**顧客に支持されるいい会社**として、見事ノミネートいたしました。コンサル担当者より推薦して頂き、このように選ばれたこと、大変有難く感じております。

また、依頼者の皆様や、日頃よりご愛顧頂いている皆様に変感謝するとともに、これからも甘んじることなく精進してまいりたいと存じます。

## たくみセミナー 開催予定表

	セミナーテーマ(前半期)	日程
第5回	「保険業法改正に伴う保険募集人の体制整備ーどこまですれば大丈夫？ー」(予定)	10月23日(木) 19時～

皆様、日程調整のうえ、奮ってご参加下さい♪  
心よりお待ちしております。

代表弁護士宮田はココです！



# 10月23日開催 第5回 たくみセミナー（先着8名様） 「保険業法改正に伴う保険募集人の体制整備」



第5回セミナー講師  
弁護士 力丸 哲

特別ゲスト  
社会保険労務士 安藤龍平

たくみ法律事務所と  
企業法務や保険に関する知識を深めませんか  
第5回セミナーテーマ

「保険業法改正に伴う保険募集人の体制整備  
—どこまですれば大丈夫?—」

保険業法等の一部を改正する法律が、平成26年5月23日に成立し（同月30日公布）、保険業界の革新が求められています。

法の改正により求められるものは、保険募集人の意向把握義務、情報提供義務、保険代理店の態勢整備義務、保険募集人に対する教育・管理・指導義務などなど・・・。

三者間契約もありますが、多くの保険代理店は雇用形態に移行すると思います。

本セミナーでは、委託と雇用の法的義務の違い等を簡潔に説明した後、実際に今回の体制整備で求められること、法施行までの実施計画例などをご紹介します。

スペシャルゲストとして、社会保険労務士安藤事務所の安藤龍平先生を招き、実務的な処理をお話いただきます。

業務の規模に応じてやらなければならないことは様々ですので、参加者の皆様と双方向で議論をし、活気あるセミナーができればと考えています。

開催日時：平成26年10月23日（木）19時から2時間程度

開催場所：弁護士法人たくみ法律事務所内会議室

参加費：2000円（資料代込、但し顧問先は無料）

※会議室スペースの都合で先着8名様までとさせていただきますので、10月10日(金)迄にお早めにご連絡いただければ幸いです。

参加希望の方は、以下の欄をご記入頂きこのページをFAXして頂くか、当事務所までお電話ください。  
(FAX：092-724-2616 TEL：092-724-4848)

貴社名	
ご芳名	
ご住所	
ご連絡先	TEL FAX
Eメールアドレス	@
その他	(セミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたらご記入頂けると幸いです)